

第 14 回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成 20 年 9 月 11 日（木）18 時 55 分から 20 時 45 分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合大会議室
- 3 委員出欠 出席 12 人
 - ・出席委員 荒木千恵子委員、大江宏委員（会長）、河本美代子委員、小山雄幸委員、佐藤俊夫委員、寺嶋均委員（副会長）、中澄子委員、藤生よし子委員、増田雅則委員、松井和夫委員、村越晴美委員、吉野正徳委員
- 4 出席者
 - ふじみ衛生組合 清原慶子管理者
 - 事務局 高畑智一、内藤和男、齋藤順計、深井恭、大木和彦、荻原正樹、木村晴美、田中實、藤川雅志総務主幹、井上稔総務主幹
 - 財団法人日本環境衛生センター 速水章一、藤原周史、寺内清修
 - パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 9 人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 管理者あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 報告事項
 - (1) 新委員について
 - (2) 第 13 回市民検討会議事録の確認
 - (3) 事業者選定について
 - (4) 環境影響評価について
 - (5) 建屋の高さについて
- 5 議題
 - (1) 煙突の形状とデザインについて
 - (2) 稼働後のモニタリングについて
- 6 その他
 - (1) 委員の任期について
 - (2) 次回日程調整
- 7 閉会

【配布資料】

議事次第

【資料 1】ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会会員名簿（50 音順）

- 【資料 2】第 13 回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）
- 【資料 3】事業者選定について
- 【資料 4】環境影響評価 現地調査の進捗状況について
- 【資料 5】建屋の高さについて
- 【資料 6】煙突の形状とデザインについて
- 【資料 7】稼働後のモニタリングについて
- 【別紙 1】ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会設置要綱

【会議録】

午後 6 時 5 5 分 開会

1 開会

【事務局あいさつ】

【委嘱状交付】

2 管理者あいさつ

清原管理者： 開会前にお時間いただきまして、一言ごあいさつをさせていただきます。ただいま、お二人に委嘱状を差し上げました。前任の委員の皆様は、残任期間ということで、ほかの委員の皆様と同じ平成 20 年 11 月 5 日までの任期でございます。ほんとうに最初にお渡しする委嘱状としては、極めて短い任期ではございますが、ぜひよろしく願いいたします。

そして、改めましてもう第 14 回目を重ねておりますふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会の委員の皆様、いつもながら貴重なお時間をこの市民検討会にお割きいただきまして、ほんとうにありがとうございます。新たに選出母体のご都合で二人の委員さんが交代されました。どうぞ前任の委員の皆様、受けとめていただきまして、残りの任期ご一緒にお務めいただければ幸いです。

後ほど事務局よりご報告をさせていただきますが、この間、新ごみ処理施設整備を予定しておりますこのふじみ衛生組合の都市計画の規制につきまして、市民団体の皆様から調布市の市議会、そしてふじみ衛生組合の議会のほうに陳情あるいは請願が提出されました。そのような市民の皆様のお声がございましたし、また新聞報道等で皆様にその過程がほんとうに断片的に知られるということでもございましたので、きょうはこの間の経過についてご説明をさせていただきますとともに、皆様のご検討によります環境影響評価等々の進捗状況について、ご説明も申し上げ、また皆様の貴重なご意見をいただければと思っております。7 時からの

開会ということですので、ちょうど時間となりましたので、開会前に貴重なお時間をいただいて恐縮でしたが、改めましてどうぞ皆様の委員としてのご活躍を願ひまして、管理者からの感謝とお願ひのごあいさつといたします。本日もお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【出席者の確認】

【配布資料の確認】

3 会長あいさつ

【会長あいさつ】

4 報告事項

(1) 新委員について

【新委員の紹介】

(2) 第13回市民検討会議事録の確認

会長 : 修正等の気づいた点はあるか。特にないようなので、公開手続に入る。

(3) 事業者選定について

【事務局説明】

(4) 環境影響評価について

【事務局説明】

F委員 : 大気汚染の現地調査の場所はどこか。どの位離れているか。

事務局 : ふじみ衛生組合、三鷹市立第六中学校、調布市山野市営住宅、調布市深大寺児童館、調布市立深大寺小学校、三鷹市芸術文化センター、三鷹市堀合児童公園の7カ所の地点で測定している。ふじみ衛生組合から一番遠いのは三鷹市堀合児童公園である。

会長 : 現況調査そのものの公表はないのか。予測、縦覧と併せて公表か。

事務局 : そのとおりである。

(5) 建屋の高さについて

事務局 : 建屋高さを35メートル以下という表現をしていた。それを、議会でもお示しをしたとおり7メートル低くして、28メートルとしたことは、管理者が議会でも述べているが、そこを抜粋すると、「環境と安全の視点、それから掘削による工期への影響の視点、建設コストの視点などを総合的に判断して、建屋高さを低める最大限の努力をする中で、施設整備実施計画においては、建屋の高さを35メートル以下としていたところですが、環境面や工事期間、建設運営コストなどを総合的に勘案して、正副管理者で調査検討を重ねてきた結果28メートルとすることを決定し、当初より7メートル低くすることに決断をいたしました。」こう述べている。

請願については、「現行の都市計画の建物の高さ制限を遵守すべきとの観点から提出されていますが、新ごみ処理施設は何よりも、両市の市民の皆

様の生活を支える極めて公共性の高い施設ですから、特例の許可を求めることは法律上正当な手続であり、問題はないと認識しています。」といわれている。「その上で、今回最大限の努力を行った上での28メートルという決断をいたしました。このことを市民の皆様、議員の皆様にも明確に報告いたします。」と結んでいる。

三鷹、調布の環境を守る会にも回答した中では、「本組合としては貴会からの署名簿提出時のご要望にある、建物高さを25メートル以下とすることは困難であると判断しておりますが、貴会の要望の趣旨を最大限に尊重し、28メートルとして今後建設に向けた設計作業に入っていきます。以上、貴会のご要望にこたえる方向で最大限の努力を行った上での現時点での結論について、ご報告いたしますのでご理解をいただきますようお願いいたします。」といわれている。

このように総合的な判断をした上での決断を、皆様方にご報告をさせていただきたい。

D委員：今の説明は、当初35メートルの建物高さを計画していたが、いろいろな努力をして総合的に判断して28メートルにしたので理解いただきたい、と解釈したが、私は次のように考えている。

ここに焼却施設を建てることを決めた以上は、この土地に決められた法に従うのが当然である。よって35メートルではなく、ここでは25メートルを建てられるか建てられないかということから当然出発すべき問題と考える。公共性のあることは十分認めるので、そういう場合にのみ、例えば25メートルにするとそこに住んでいる人の権利が失われるとか、あるいは安全・安心が確保できないとか、そういうような問題が生じたときのみ特例措置があると理解している。

28メートルは建てられるが、都市計画に従った25メートルが建てられないという理由が、19ページの表にある。建設費が28メートルだと156.4億だが、25メートルにするとさらに3.1億増えるのでいけないということである。工期が、28メートルは3年と1カ月半になるが、25メートルにするとさらに半月延びるのでこれも許容できないということである。

この3.1億というのは、総額から考えると2%である。この2%というのは本当に我慢できない数字なのかということになると思うが、まずここに見積もられている基本額150億というのが、非常にアバウトなものだと思う。これに類する数値を、私が過去10年間のストーカ炉の実績を調べたところ、トン6,000万という金額になることがわかった。これを当てはめると173億になる。かつてふじみ衛生組合が4社に見積もりをとった値段を振り返ってみると、164億から174億、約10億のばらつ

きがある。つまり、基本額は一応150億と決められたが10億程度のばらつきがある。3億増えるというのは、十分ばらつきの範囲内だと思う。150億とか3億とかいうのはべらぼうな数なので、仮にここで1,000万の家を建てると考えてみる。そうすると、ここで今3億という問題になっているのは20万円である。1,000万円の家を建てる際に20万の追加投資があるからできないと判断するのか。いろいろな工夫をして、このどうしても追加したい工事を含めて、あわせて1,000万でやるというのが普通の考え方だと思う。3億というのは、基本額のほんとうのばらつきの範囲内にある金額なので、これから設計施工する上で、工夫が可能な範囲だと思う。だから28メートルはいいが、3億かかるから25メートルはできないというのは、全く理由にならないと思う。

工期は、3年2カ月に及ぶ工期のわずか半月が、25メートルにできない理由に挙げていいのか。

それから地下水の影響。今までの説明だと、地下水に悪いのかどうか全くわからない。先日ふじみ衛生組合を訪ねて聞いたところ、次のような回答だった。「28メートルの高さをキープすると、ピットとそれから煙突の基礎工事、この分はどうしても砂礫層という地下水が流れている部分を破壊しないとイケない。これは約1,000平米。それでもし25メートルの高さにすると、それが3,000平米になる。」

また、昨年3月に、副会長が、地下水の問題に次のように述べている。「地下鉄の工事のようなものは、大変な距離に及ぶし面積も広い、だから問題はある。しかし、マンションも含めた建物みたいなものは、地下水を仮にダメージを与えても迂回路ができるし、そういうことによってほとんど問題がないと判断する」。

それがなぜ1,000平米はいいけれども、3,000平米が悪いと判断するのか判らない。また、3,000平米というのは、ここにあるこの建物の全部を地下化、下げるということだと思う。西多摩衛生組合の施設は25メートルの高さになっていて、そのはみ出した部分は地下におさめている。ごみピットは17、8メートル掘っている。焼却炉のタイプは違うが、大体ごみピットと同じレベルで深さを掘っている。ところが、排煙処理装置部分は6メートルしか掘っていない。パイプの配管とか何かが問題になるので、深さをずっとこの全部均一にしないといけないという理由だったが、この施設は10年間問題無く稼働している。つまり、3,000平米だって2,000平米以下にあるいはもっと近く少なくすることができるのではないかと思う。そういうことをいろいろ考えると、一体なぜ25メートルができないという理由になるのか私には全くわからない。ぜひ再考いただきたいと思う。

事務局 : まず金額についてだが、3億が大きい小さいかだが、3億の税収を上げるためには、大変な努力をするので貴重な3億である。

また、1.5カ月を2カ月でわずか半月だと言うが、私どもは35メートルであれば、当初の基準の工期が確保できる。それをやはり皆様方のご要望を最大限配慮して、血のにじむような思いをしながら1.5カ月に縮めている。そこからさらに0.5カ月というのは、やはり相当厳しい。そこをスポットで2週間か、3週間の話だろうと言われるのは、ちょっと視点が違うのではないかと思う。

それから、25メートルができないから28メートルではなく、環境と安全等、総合的に判断をしたということである。議会でも管理者が答えているが、お金と時間をかければ、25メートルだってできないことではない。しかし、今の三鷹市と調布市のおかかっているところ、それから40万市民のごみ処理をなんとしても25年度に仕上げなければならない。そういった視点から皆様のご要望との接点をぎりぎり探った点であるということで、ご理解をいただきたいと思う。

また、西多摩衛生組合は300億円の巨費を投じている。そして横田基地の関係で航空法の規制がかかっている、45メートルの制限を受けている。これは煙突といえども制限を受けている。したがって、煙突の高さは44.5メートルである。

そして建物は、確かに地上25メートルだが地下は17メートルであり、建物の高さの絶対値は42メートルになる。やはりその心臓部の絶対に必要な高さというのは、同じだと思う。なんとか低められないか、例えばボイラーを斜めにできないかとか、横にできないかなどメーカーに言ったことがあるが、真っ直ぐできちんと排ガスを2秒以上滞留させて850度以上で処理しなければ、ダイオキシンの除去もできないという回答だった。技術的なところも検証しながら、ぎりぎりのところの接点がここであるということをご理解いただきたい。

副会長 : こういう施設をつくる時、ピットの所は、砂礫層という水が通っている層を貫通するような形で深く掘らざるを得ない。そのときは連続地中壁というものを先に設定して、そして掘っていくが、そういうようなことをした場合でも大きな水の流れとしては、このピットの所のわきを通るような形で、下流のほうに、下のほうに対して流れは維持、水流は維持できるのではないかと思う。今28メートルで1,000平方メートルの地下部分を25メートルだと3,000平米になるということは、これは工事をやる上でそれだけ大きな排水処理だとか、あるいは工事上の非常な難しさが出てくることは確かだと思う。その点だけの違いはやはりあるかと思う。

高度制限というのは要するに景観的な観点から、主として決められてき

ているかと思う。それ以外の要素もあるかもしれないが、今、日影とかそういうものは日影規制を守るように設計されるはずなので、主として景観、威圧感などから、決めていると思う。調布市では25メートル制限だが、25メートルに決めた一般のビルの場合、道路から歩道を挟んですぐに25メートルが立ち上がるわけである。この施設の場合は、道路に対して歩道をとって、さらにこの敷地の中に緑地帯と車道を設けるので、大体歩道から約10メートル、最低でも8メートルぐらいセットバックして、下がった位置で建設される。道路側には植樹がされると、歩道側から斜めに見たときの威圧感というのは、その25メートルでビルが直接歩道沿いに立ち上がったときと、どっちが威圧感なり景観的な面で、実質的にどちらがそういう威圧感が少ないか。そういう意味合いからすれば、25メートルで砂礫層を全部掘って水がかなりわき出てくるのを心配、その対策をしながら工事し、たくさんお金を使いながらやる意味があるのかどうか。

そういういろいろな見方があるかと思う。法律の25メートル以内で収まれば一番よかったんだろうが、砂礫層が8メートルのところにあるということがわかった中で、組合が判断されたというふうに私は受けとめている。実際のところ、この建物よりも煙突の100メートルの高さのほうが、ある面では目立つし、威圧感が強く感じられる可能性があるという見方をする人もいると思う。それらも含めて、こういう問題をどう考えたらいいかというふうにしたほうがいいと思う。

H委員 : 一部の委員から建屋の高さを25メートルにしたいと、ずっと意見が出ている。4月24日以来の開催で、また予測していた意見が出た。25年稼働ができるように、私はここに来ているので、この膠着状態の話をいつも始められるのは嫌な気持ちである。

会長 : この問題は4月以前から出ていて今日まで来ている。この間、先ほど説明があったように、議会のほうも含めて一応28メートルという努力水準、最大限の努力水準が出されたところである。それを踏まえて、どのような考えがあるか聞かせてほしい。

A委員 : 28メートルは努力目標で、業者の選定によっては30メートルにもなり得るのか。28メートルを超える業者には発注しないということか。

事務局 : 28メートルは確実に守っていく。28メートルを超える建物はつくりたくない。しかし、地下については、地下水に影響しない範囲でぎりぎりのところまでは掘る可能性がある。地下を7メートルで止める訳ではなく、ぎりぎり掘れるところまで、地下水に影響しないところまでは掘るが、地上の建物の上限は28メートルである。

E委員 : 25メートルにした場合、地下をどれだけ掘り、地下水にどれだけの影響が出るのかが心配であった。よって、この今回決められた28メートル

というのは一応賛成である。そして、それがもし絶対安全で、しかも事故のない、造って良かったと言われるような、そういう施設であるということをお互いにお互いに確認していければいいと思う。決まった以上は、先に進めることがたくさんあるので、ここで止まると議論がもとに戻り、先に進まなくなる。問題点は確かに重要だがお互いが協力して前へ進めるような、有効な議論をしていきたい。

L 委員 : 35メートルから28メートルに下げたのは、大変な努力があったと思う。建設予定地は調布や三鷹の中でも土地の高さが比較的高い場所である。地下水への影響はそんなにない気もする。都市計画の25メートル上限の例外をつくるとマンションや商業施設など高い建物がたくさんできるのでないかと地元は心配する。25メートルを努力目標で設計業者それぞれに働きかけていって低くすることができないものだろうか。そんなことを考えている。

I 委員 : いろいろな考えから判断して28メートルということでもいいと思う。25メートルに固執すると先の話が進まないし、それに調布は施設がないため多摩市などにお金を払って処理をしてもらっているの、なるべく早く、平成25年には稼働できるようにして欲しい。

M 委員 : 3億という金額ではなく、無理のない高さで30メートルでも28メートルでもいいと思う。25メートルにこだわる必要はない。早くこの高さの審議を進行させてほしいと思う。

G 委員 : 35メートルから28メートルに減らしたのは、非常に評価するが、本当に全体で35メートルないと焼却炉はできないのか。25メートルのほうがいいと思うが、絶対に全体で35メートル必要であれば地下水のことを考えると、28メートルでもやむを得ないと思う。

事務局 : 焼却炉の心臓部分が大体30から32メートル必要である。ダイオキシン類対策上、排ガスを燃焼室部分で2秒間滞留させなければならないので、どうしてもこの高さが必要である。炉底からこの塔頂部にまで30から32メートル必要だとすると、雨風をしのぐ屋根をかければ35になるということである。

K 委員 : 何カ月も討論して28メートルに落ち着いたということで、評価したいと思う。専門的な観点から導き出された最大限のぎりぎりの線だと思う。

D 委員 : 誤解されている部分があるかもしれない。まず35メートルの高さについては、これを25メートルにしると言っている訳ではない。そんなことはできるわけがない。上が25メートルの制限を受けているのだから、下に向かってくださいと言っているだけである。

2つ目は、地下水の心配が28メートルであればないと考えているなら間違っている。ごみピットと煙突の地下を掘ると1,100平米ぐらいの砂

礫層を壊す。私が主張する25メートルにすると、それが3,000平米になるというのを聞いたが、西多摩みたいにちょっと工夫すればそれは2,000平米にできる可能性があるのではないか、これが私の提案である。そういうようなことで、28メートルなら地下水は心配ないというのであれば賛成であるが、1,000平米は壊す、2000平米ないし3,000平米になったら駄目というのは判らないと言っているだけである。

3つ目は、3億円の話。3億円は確かに大変な金額だと思う。しかし、150億という母体があって、その150億も10億ぐらいの誤差がある範囲内で、3億が必要であれば、ほかの点が工夫できるのではないかと言っているだけである。

会長 : 委員の皆さんに意見を伺って多様な意見であるが、大体わかってもらえたと思う。事務局のほうが、この4月の段階で35メートル以下とするとして、さらに、そこのところを7メートル下げて28メートル。これに満足いかない委員の方もいることはわかっているが、何よりもトータルに考えたということである。環境の側面も含めてコストの面も含めて時間の面も含めて、トータルに努力してきて28メートルというところまで出してきたところを、私のほうでは受けとめて、意見がこういう形であって理由はこういうところにあるということを知ってもらったところで、この議論を一応締めたいと思う。

F委員 : ボイラーの下の部分がどの位まで掘って大丈夫かというのを調べる必要があると思う。安全を期すためにどうしたらいいかというのを考えて欲しいと思う。

会長 : そこのところはちょっと難しい問題があるかと思う。一応その28メートルというところを上限にするという形で進めていく中で、こういう意見も反映させていかなければならないと思う。状況によってであるが、それでないと進めないの、事前にとるところは難しい調査にもなるかと思う。ある程度今調査した上での話が出ているので、一応28メートルであれば、地下水について最小限、掘り方によっても泥の量においても、最小限のところまで出てきた数字というふうに思っている。

5 議題

(1) 煙突の形状とデザインについて

【事務局説明】

会長 : 公募デザインというのはどの部分か。形状も含めてか。それとも外壁に対する、図柄とかそういう意味か。

事務局 : 煙突の形状、丸や楕円、三角などを決め、なおかつ太さを決めてもらえば、今度はデザインが自由になるので、都市景観になじむような、ランドマークになるような、そういう都市的なデザインを公募などできたらと

考えている。煙突の太さが10メートルを超えれば、そういうふうな色彩の自由度があるということで、そのほうがいいのかということも含めてご議論いただきたい。

D委員 : 10分の1以上の煙突にした場合に機能は煙突として認められるのか。

事務局 : 機能は煙突として認められる。工作物である。

D委員 : 建物ではないのか。

事務局 : 建物ではなく、工作物という扱いである。

会長 : 100メートルに対して10メートルを超えた場合、いろいろなデザイン的な許容度は増えてくるにしても、巨大な感じがする。大きい。

F委員 : 煙突の10メートルはすごい威圧感がある。焼却場の煙突というのはシンプルでそして安全なものがいい。10メートル以内であってもちゃんと点灯して、ここは焼却場の大切な煙突であるということが市民にわかるようにするべきである。絵が書いてある煙突は必要ないと思う。10メートル以下のほうがいい。

会長 : 逆にどれぐらい細くできるのか。

事務局 : 同じ100メートルの事例で、柳泉園組合では下の部分が8メートル、上へいくと細くなって7メートルというような煙突になっている。

あと、今議論しているのは外側の煙突である。実際の煙突というのはこの中に隠れて細い煙突が、2炉であれば2本入るというようになる。

A委員 : 底面積の縦と横の片方が10メートルを超えればいいのか。

事務局 : 一番細いところが10メートル、10対1を超えていなければならない。

会長 : いつまでに決めるのか。

事務局 : これから事業者を募集するという中で、この辺を書き込むことによって事業者に制約をつけるということも考えられる。この検討会の委員任期が11月5日なので、そこまでに特に意見がなければ、事務局のほうで総合的な判断という形になると思う。

L委員 : 建設費は、太さによりどのくらい違うのか。20年間ライトをつけても案外安くすむようなことがあるかもしれない。

事務局 : 焼却施設の煙突だけについては、なかなか事例がない。

日本環境衛生センター :

非常にいろいろな要素が取り込まれた施設なので、煙突だけ中光度の障害灯をつけるような煙突と、若干太くしてビル型としてそうした設備を簡略にするというところで、建設費についてデータを持ち合わせていない。ただ、確実に言えるのは、この中光度のフラッシュライトは昼間継続して点滅させるので、寿命は比較的短くて1年から1年半ぐらいの交換周期となる。ただこれが外国の特許とか、そうしたものもあるので、これを複数4方向につけるとということになると、かなり維持管理費が違ってくるのは

はっきりしている。

会長 : これは今ここで議論できないので、次回までに事務局案を出してほしい。

事務局 : はい、わかりました。

(2) 稼働後のモニタリングについて

【事務局説明】

F委員 : ばいじんの測定法 J I S Z 8 8 0 8 とは、どのようなものか。

日本環境衛生センター :

端的に言えば、煙突の中ぐらいにガスをサンプリングする設備を設けて、そこからガスを決まった量吸引する。そこに付着したばいじんを分析にかけて、排ガスを引いたその量に対してどのくらいのばいじんが付着したかという量を測定して、ばいじんの濃度という形で表示する。

副会長 : フィルターを通して、付着させる。

F委員 : 年に6回だけの測定なのか。

事務局 : 年6回というのは定められた回数であり、最低回数である。

会長 : この資料の各回数はすべて法定回数か。

事務局 : 騒音振動は、これは何も決まりがないので、1回というのはこの自治体で独自にやっている調査だと思われる。また、排水についても年1回は測定することになっている。

F委員 : 現在、一次電池に水銀はなくなってインジウムに変わっているが、二次電池やボタン電池は水銀が使用されている。そういうものが過去においても煙突からのばいじんの中に含まれていた事実がたくさんある。水銀というのは私たちが知らない間に吸った場合に、胸から上に長年の間にだんだん蓄積されていって、大分歳をとってから何が原因かわからないで、いろいろな病気になるという場合があるので、排出ガスの測定の中に水銀を入れてほしい。過去に多摩の近くの煙突で水銀値がものすごくたくさん出た時がある。そういう事実を踏まえた上で、この排出ガスの測定要領というもののの中にぜひ水銀を入れてほしい。

事務局 : 実施計画にも定めているが、独自基準として水銀の基準を設けている。

0.05 mgNm³以下という形で、設定値を定めているので、基準が守られているかどうか調べるために測定する。水銀の測定値は公表したいと考えている。

D委員 : 煙突から出る鉛については、どのように考えているのか。

副会長 : 煙突から排出される重金属は、塩の形で排出されることが多いと思う。塩なので固体状であり、バグフィルターでキャッチされることになる。そうした形で重金属は除去されて、煙突からほかのガス類は出ていくが、それでも微量に重金属が出て行くことは確かである。その濃度を測ったケースがある。国の科学研究のテーマでそういうことの発表があり、バグフィ

ルターでろ過をすると、排ガス中の重金属の規制値、これは日本にはないが、ヨーロッパの厳しい規制値、それを一応全部クリアしている状況にあるという報告が出ている。

ごみ中のそういう重金属自体が燃焼して、これは塩化水素などくっつくような形で、塩化鉛みたいな形になる。塩化鉛ガスは、バグフィルターの手前で200度以下にすると、固体状に戻って、そしてバグフィルターでろ過されて、大部分の重金属はダストとして除去される。そのダストは安定化した後、埋め立て処分すると、こういう仕組みに現在はなっている。

事務局 : 他の自治体の事例を次回までに調べる。それを参考にしながらご議論いただきたい。

会長 : 次回に、今日の議題の煙突とモニタリングはまた議論する。

6 その他

(1) 委員の任期について

【事務局説明】

(2) 次回日程調整

会長 : 次回は10月31日に開催する。

7 閉会

午後8時45分散会